

第 7 5 回議会力向上会議記録（抄）

（7. 2. 4）

一、協議事項について

冒頭、座長より、自由民主党・市民クラブの構成員について、既に就任している西村昭三議員に加え、あと1名は白江米一議員とする旨報告があった。

正副座長より、次の事項に関し意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった。

（別紙各資料参照）

1. 議会報告会 次回開催に向けての振り返りについて（資料1 参照）

座長から、議会報告会ワーキンググループ会議において、次回開催に向けて令和6年11月24日に開催した第14回堺市議会 議会報告会の振り返りについて意見をまとめた旨の報告があった。

また、令和6年8月16日の議会運営委員会において、議会力向上会議で次年度以降の対応を協議することとしており、今年度実施した開催方法等の振り返りを検証するとともに、次年度以降の開催方法等について、各会派等の意見を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺 市 議 会 議 員 団	○今年度は区単位で開催することで、今まで参加されていない方に参加 いただけた点はよかったと考える。 ○次回以降の開催について、各区での開催であれば、準備の業務量や当 日の分担等を考慮すれば、今年度の体制は維持すべきである。その点 を踏まえ、令和7年度に未開催の5区での同時開催は難しいため、議 員の任期中の残り2年間で順次開催すべきである。 ○オンラインでの開催については、議会4役がそれぞれの会場に分かれ て参加すれば、必ずしもオンラインで開催する必要はないため、見直 しも検討すべきである。 ○開催時期について、11月は行楽シーズンであり、祭り等のイベント もあることから、参加者が集まりにくいいため、1月の開催がよいと考 える。
公 明 党 堺 市 議 団	○今回の振り返りについては、（資料1）のとおりでよい。また、地元の方 に参加していただけた点はよかったと考える。 ○次回の開催については、令和7年度中に今年度と同内容で、未開催の 5区で開催していただきたい。
堺 創 志 会	○議員の任期中の残り2年間で、未開催の5区で開催すべきである。 ○オンラインでの開催については、接続等に問題があったため、次回以 降の開催については、開催区に出向いて行うべきである。 ○今年度の参加者数であれば、開催会場は区役所の会議室でよいと考 える。
自 由 民 主 党 堺 市 議 会 議 員 団	○今年度の開催方法は、準備に労力を要した。開催区以外の市民の参加 もあったが、各区で開催することの意義からすれば、開催区の市民に 参加していただくことが望ましいと考える。 ○次回の開催については、公平性の観点から、令和7年度中に未開催の

	5区で開催すべきである。一方で、体制面等からは、5区の同日開催は難しいと思われ、複数日程での開催も検討すべきである。 ○開催時期については、1月の開催とした場合、受験の時期であり、学生を参加対象とすれば、募集が難しくなると考える。議会日程も考慮し、11月下旬に開催することが妥当であるとする。
日本共産党 堺市議会議員団	○今年度は、開催準備に手間がかかったことや、区役所の会場によって開催準備が異なることから、必ずしも区役所での開催にこだわる必要はなく、各区において各会派等が合意できる方法で開催すべきである。 ○次回の開催については、今年度と同内容で開催していただきたい。
水ノ上成彰議員	○各区で開催する意義という点は疑問が残った。各区で開催する特別な理由がない限りは、設備面等からも本会議場で開催すべきとする。

【座長の意見】

○今年度、区役所会場と議会フロアをつなぎオンラインで開催したが、各区での開催についてはオンラインでの開催にこだわらず、議会報告をビデオで視聴することも考えている。

【副座長の意見】

○各区での開催と意見がまとまるなら、先に未開催の5区を令和7年度の単年度なのか、議員の任期中の残り2年間で開催するのかの結論を経て、開催時期を検討する必要がある。結論を先送りするのであれば、次回の開催時期を11月と想定して議論を進める必要がある。

○今年度の開催方法からすれば、未開催の5区で同日開催とすることは難しいと思われる。

○令和7年度中に5区で開催する場合は、11月、1月の2回開催する可能性も視野に、今後の進め方を協議する必要がある。

【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

2. 議会における広報・広聴機能の強化について

(1) 市議会ホームページのQRコード等の活用について

本件について、座長より、次のとおり説明があった。

【座長の説明】

○正副議長及び議運正副委員長の議会4役において、議会における広報・広聴機能の強化策を検討し、その方針及び具体的な取組について、前回の会議において、取り組むことを合意した。

○取組のうち、市議会ホームページのQRコード等の活用については、直ちにに取り組むことが可能であるとする。

○各議員のホームページや活動チラシ、名刺等に掲載できるよう市議会ホームページのQRコードやURLをクラウドシステムに掲載することとし、各議員に随時利用していただきたい。

また、各会派等においても周知願いたい。

【協議結果】

本件については、市議会ホームページのQRコード等の活用に関して、各議員のホームページや活動チラシ、名刺等に市議会ホームページのQRコード等を掲載することとなった。

また、２月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容を改めて確認することとした。

(２) SNSの活用について

前回の会議において各会派等に持ち帰り、本日の会議で協議することとした本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

【座長の説明】

○取組のうち、SNSの活用にあたっては、次のとおり検討事項等が必要な事項もあるため、これらを踏まえ、協議いただきたい。

- ・発信する頻度や内容、確認作業など具体的な運用方法の策定
- ・継続的な情報発信に向けて役割分担（会議体の設置など）等の検討
- ・投稿等の業務を委託する場合、費用の発生

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○SNSの媒体としては、最初はXを中心とし、堺市公式LINEも活用すればよいと考える。 ○Instagramでは掲載内容に幅が持てず、また読み飛ばされる可能性がある。
公明党 堺市議団	○SNSの媒体としては、堺市公式LINEの活用がよいと考える。 ○堺市公式LINEは高い頻度で情報発信が行われており、堺市議会の情報発信を合わせて行うことに問題はないと考える。 ○市としても堺市公式LINEの利用拡大を図っているため、市議会として利用拡大に協力することに意義があると考えます。
堺創志会	○堺市議会が独自でLINEアカウントを開設するよりも、既に登録者数が多い堺市公式LINEを活用すべきである。
自由民主党 堺市議会議員団	○Xは匿名性が高く利用には課題があるため、SNSの媒体としては、Instagramがよいと考える。 ○協議を円滑に進めるためにも、SNSの活用にあたっての課題・検討事項等への対応について、正副座長案を示していただきたい。
日本共産党 堺市議会議員団	○SNSには様々な媒体があるが、媒体を広げすぎることなく、１つの媒体に絞って活用することがよいと考える。 ○SNSの媒体としては、利用者の多いXから始めるのがよいと考える。 ○堺市公式LINEも登録者に必ず到達するという点はよいが、まずはXから始めてはどうかと考える。
自由民主党・ 市民クラブ	○SNSの媒体としては、堺市公式LINEがよいと考える。
水ノ上成彰議員	○SNSの媒体としては、堺市公式LINE及びXがよいと考える。

【協議結果】

本件については、堺市公式LINEとすることを合意した。

なお、次回の会議において、SNSの活用に当たっての課題・検討事項等への対応について、正副座長案を示すこととし、引き続き協議することとなった。

3. 手続のオンライン化について（議員の資産等報告書等）（資料2 参照）

前回の会議において、資産等報告書等に係る手続きのオンライン化についての対応案及び訂正方法が合意され、本日の会議で協議することとした堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則の改正案（資料2）について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意向を聴取した。

【座長の説明】

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則の改正案では、オンライン提出への対応について以下のとおり行うものである。

- ・該当する第12条については、資産等報告書等の訂正時において、紙を前提とする規定を削除し、オンライン提出に対応する条文に改正
- ・各様式に記載されている「自署又は記名押印」の文言を削除する改正

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○改正案のとおりでよい。
公明党 堺市議団	○改正案のとおりでよい。
堺創志会	○改正案のとおりでよい。
自由民主党 堺市議会議員団	○改正案のとおりでよい。
日本共産党 堺市議会議員団	○改正案のとおりでよい。
自由民主党・ 市民クラブ	○改正案のとおりでよい。
水ノ上成彰議員	○改正案のとおりでよい。

【協議結果】

本件については、改正案のとおりとすることを合意した。

なお、2月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容について改めて確認することとした。

また、市長の資産等報告書等について、堺市長の倫理に関する条例施行規則を所管する総務局総務課へ同様の内容に改正を依頼することとした。

4. 手続のオンライン化について（請願・陳情）

前回会議において、各会派等に持ち帰って検討し、本日の会議で協議することとした請願・陳情における手続のオンライン化に関する検討事項について対応・運用等をまとめた改正案について、各会派等の意向を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺市議会議員団	○オンライン化を実施することとしてよい。
公 明 党 堺市議 団	○オンライン提出の必要性等を慎重に検討すべきである。
堺 創 志 会	○オンライン化を実施することとしてよい。 ○請願・陳情のオンライン提出が可能となっている他市について、オンラインによる提出状況について調査していただきたい。
自 由 民 主 党 堺市議会議員団	○オンライン化を実施することとしてよい。
日 本 共 産 党 堺市議会議員団	○オンライン化を実施することとしてよい。
水ノ上成彰議員	○オンライン化を実施することとしてよい。

【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回以降の会議で引き続き協議することとなった。

また、座長より、他市の請願・陳情のオンライン提出の状況について調査指示があり、議会局において調査を実施することとなった。

5. 手続のオンライン化について（議案提出等）（資料3～7 参照）

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

○本件については、議会力向上会議での協議を経て、令和6年2月19日の議会運営委員会において、オンライン化が可能な項目について、オンライン化を実施することとし、実施に至っていない項目については、今後の会議で協議することとした。

○議案提出等の手続きに係るオンライン化については、実施に当たっての検討事項等を追記し、（資料4）のとおりに整理した。

【議会局からの説明】

○（資料3）「手続きのオンライン化について（総務関係）」について、書面等によることとされている総務関係の手続きのオンライン化について、改めて整理したもの。

○手続のうち、現在、協議を行っている「資産報告」及び「個人情報保護条例に係る各種請求書」のうち、①開示請求、②訂正請求、③利用停止請求については、オンライン化を進めていることから、「手続きのオンライン化が可であるもの」とした。

○「互助会」「国内調査視察」「海外調査派遣」「議会図書室」に係る手続については、すでに必要な規定等の整備を行った上でオンライン化を実施していることから、「手続きのオンライン化が実施済みのもの」として整理した。

○残る2. 公印関係については、オンライン化に当たっては協議が必要なもの。

○（資料4）のうち、「63国会・関係行政庁への意見書の提出」については、衆議院・参議院・総務省よりそれぞれ（資料5～7）のとおりの意見書のオンライン提出について通知があった。

○各通知ともに意見書のオンライン提出の方法として電子メールでの提出を求めるものであり、衆議院・参議院においては意見書データごとに議長の職責証明書による電子署名の付与を求めるものとなっている。

○堺市議会としては、意見書については、議長の職責証明書による電子署名など、オンライン提出を行う準備が整っているため、会議においてオンライン化の実施が合意されれば、2月定例会で可決した意見書について、オンライン提出が可能である。

【座長の説明】

○本件について、以下の内容を提案する。

【座長案】

○国会・関係行政庁への意見書の提出について

- ・国会宛に送付する意見書については、議長の職責証明書による電子署名を付し電子メールにてオンライン提出する。
- ・総務省宛に送付する意見書については、電子メールにてオンライン提出する。
- ・その他の関係行政庁についてもオンライン提出が可能となった段階でオンライン提出を実施する。

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺市議会議員団	○国会・関係行政庁への意見書の提出については、座長案のとおりでよい。
公 明 党 堺 市 議 団	○国会・関係行政庁への意見書の提出については、座長案のとおりでよい。
堺 創 志 会	○国会・関係行政庁への意見書の提出については、座長案のとおりでよい。
自 由 民 主 党 堺市議会議員団	○国会・関係行政庁への意見書の提出については、座長案のとおりでよい。
日 本 共 産 党 堺市議会議員団	○国会・関係行政庁への意見書の提出については、座長案のとおりでよい。
自 由 民 主 党 ・ 市 民 ク ラ ブ	○国会・関係行政庁への意見書の提出については、座長案のとおりでよい。
水ノ上成彰議員	○国会・関係行政庁への意見書の提出については、座長案のとおりでよい。

【協議結果】

本件については、国会・関係行政庁への意見書の提出に関して、座長の提案のとおりとすることを合意した。

なお、2月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容について改めて確認することとした。

また、その他の項目については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

6. 常任委員会における陳情審査に係る発言時間について

令和6年9月30日の会議において、現在の試行内容を1年程度継続し、その後に検証を行った上で本格実施すべきであるとの意見を踏まえ、令和6年11月定例会まで試行実施を行えば、令和6年2月定例会から1年間の試行となるため、11月定例会終了後の議会力向上会議において試行内容の検証を行うこととしていた本件について、各会派等の意見を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○試行内容のとおり本格実施することにより。
公明党 堺市議団	○試行内容のとおり本格実施することにより。
堺創志会	○大綱質疑の質疑時間の検討に2年程度を要したことを踏まえ、もう1年試行を継続すべきである。 ○議員の発言時間の制限は議会の活性化に逆行するのではないかと考える。職員の働き方改革に資するという意見もあるが、職員の働き方改革と議員の発言時間の制限は相反するものであると考える。
自由民主党 堺市議会議員団	○試行内容のとおり本格実施することにより。
日本共産党 堺市議会議員団	○試行内容の発言時間では不十分であり、現行の発言時間とすべきである。
自由民主党・ 市民クラブ	○試行内容のとおり本格実施することにより。
水ノ上成彰議員	○委員の発言時間を2分の1に短縮し試行したことを踏まえ、委員外議員についても同様に2分の1とすべきである。

【協議結果】

本件については、2月定例会の議会運営委員会において、各会派等から出された意見も含め報告し、協議することとなった。

7. 請願・陳情者の意見陳述について

前回会議において、各会派等に持ち帰って検討し、協議することとした意見陳述において、意見陳述者が「住所を述べること」について、各会派等の意向を聴取した。

【各会派等より出された主な意見】

大阪維新の会 堺市議会議員団	○基本的には住所を述べるべきである。 ○住所を述べる場合は行政区まで述べる扱いにより。
公明党 堺市議団	○基本的には住所を述べるべきである。 ○意見陳述者に住所を述べたくないという意向があれば、意見陳述者が述べられる範囲まで住所を述べる扱いにより。ただし、大勢が行政区までという意見であれば、それにより。 ○意見陳述は陳情審査を行う議員に対して行われるものであり、本来であれば住所を述べるべきであるが、インターネット中継を行っている

	ことで住所を述べることに支障が生じている。 ○意見陳述の意義やインターネット中継を継続すべきか検証する必要がある、意見陳述のインターネット中継を行っている他市事例について調査していただきたい。
堺 創 志 会	○意見陳述者の希望があれば住所を述べる扱いでよい。 ○住所を述べる場合は行政区まで述べる扱いでよい。 ○意見陳述を希望するが、インターネット中継を行っているために意見陳述を行わない方もいると考えられるため、インターネット中継が意見陳述の支障になっているのか調査していただきたい。
自 由 民 主 党 堺市議会議員団	○議会局において本人・団体等の確認ができていれば、住所を述べる必要はない。
日 本 共 産 党 堺市議会議員団	○意見陳述者が述べられる範囲まで住所を述べる扱いでよい。ただし、大勢が行政区までという意見であれば、それでよい。 ○意見陳述者が住所を述べることを希望する場合もあるため、希望がある場合は住所を全て述べる扱いでよい。
自 由 民 主 党 ・ 市 民 ク ラ ブ	○基本的には住所を述べるべきである。 ○住所を述べる場合は町まで述べる扱いでよい。
水ノ上成彰議員	○基本的には住所を述べるべきである。 ○意見陳述者に住所を述べたくないという意向があれば、意見陳述者が述べられる範囲まで住所を述べる扱いでよい。ただし、大勢が行政区までという意見であれば、それでよい。

【協議結果】

本件については、意見陳述において意見陳述者は行政区まで述べることにすることを合意した。

なお、2月定例会の初日議会運営委員会において、合意内容について改めて確認することとした。

また、意見陳述時のインターネット中継の実施については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。加えて、座長より、意見陳述時のインターネット中継の事例の調査指示があり、議会局において調査を実施することとなった。

8. ハラスメント防止に係る条例制定について

本件について、座長より、次のとおり説明を行い、各会派等の意見を聴取した。

【座長の説明】

○令和6年6月21日の議会力向上会議において、「議会におけるハラスメント防止条例の制定」について、議会力向上会議ワーキンググループにおいて条例案の具体的内容の協議を行い、取りまとめを行うこととしていた。

○本件は、議会力向上会議ワーキンググループで協議をいただいているが、条例の対象者の定義、「誰から誰に対するハラスメントを対象とするのか」について、下記のとおり各会派等の意見が分かれている状況である。

- ・「議員」から「職員」に対するハラスメントについては、概ね合意されている。
- ・「議員」間のハラスメントについては、概ね合意されている。

・「職員」から「議員」に対するハラスメントについては、対象に含むのか、否かで意見が分かれている。

・なお、「職員」の定義は特別職を含むものとする。

○このような状況の中、当局において、令和6年12月1日より、当局側が設置するハラスメント外部相談窓口の利用対象者が拡充された。現在、堺市議会議員も利用対象に含まれる運用であり、議員が職員からハラスメントを受けた場合、外部相談窓口を利用することが可能となった。

○この通知を受け、正副議長において、当局へ確認が行われ、議員が職員からハラスメントを受けた場合、当局のハラスメント外部相談窓口を利用し相談を受けた際は、人事課が所管する「堺市職員の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」に基づき、対応されるものであるとの報告をいただいた。（あわせてハラスメント相談に係るフローも提示された。）

○ワーキンググループにおいて、条例の根幹となる対象者の定義で意見が分かれていたが、一定、意見がまとまる方向性も見えてきたので、できるだけ早期に条例案をまとめていただければと考える。

【各会派等より出された主な意見】

大 阪 維 新 の 会 堺 市 議 会 議 員 団	○職員から議員に対するハラスメントについては、当局が設置するハラスメント外部相談窓口で対応できるため、議会が制定する条例の対象とする必要はない。 ○これまで、全会一致での合意を目的に議論してきたが、ハラスメント対象者の定義について意見がまとまらないようであれば、この先の議論が進まないため、今後の進め方についても議論すべきである。 ○条例の対象が一致しない限り、その先の議論に進めることができない。ワーキンググループにおいて、そのような状況であった。どこかで判断するしかない。論点は明確である。 ○ワーキンググループで協議を始めて1年が経過するため、協議の状況を議会運営委員会に報告し、どのような対応とするのか協議していただきたい。
公 明 党 堺 市 議 団	○当局側の対応が示されるまでは、職員から議員に対するハラスメントについても条例の対象と考える必要があったと考えていたが、当局が設置する外部相談窓口の対象に職員から議員に対するハラスメントが含まれたため、議会が制定する条例の対象とする必要はない。
堺 創 志 会	○当局側の外部相談窓口の対象に議員が含まれたとしても、職員から議員に対するハラスメントを議会が制定する条例において、対象とすべきである。 ○当局が設置するハラスメント外部相談窓口について、カウンセリング専門の相談員の位置付けなどの内容が全く分からない中では、議論が進まなかった点が払拭されたとは思えず、議論の入口に立つこともできない。外部相談窓口の利用対象者の拡充について、当局から説明を行っていただきたい。 ○ハラスメント防止条例のような罰則を設けた条例を全会一致で制定するに当たっては、相当な期間をかけて制定するものであると考える。

自 由 民 主 党 堺市議会議員団	○当局側の外部相談窓口の対象に議員が含まれたとしても、職員から議員に対するハラスメントを議会が制定する条例において、対象とすべきである。 ○当局側に議員も対象とした外部相談窓口があるため、職員から議員に対するハラスメントを議会が制定する条例の対象としないのであれば、議会で条例を制定する必要はなく、全て当局側で対応すればよい。 ○職員から議員に対するハラスメントは実際に堺市議会でも事例はあると認識している。 ○当局側の相談体制では、ハラスメントを受けた場合、直ちにハラスメント外部相談窓口相談することとなる。どの事例のハラスメントが発生したとしても、外部相談を行う前に、議会内でハラスメントの事実確認や議員の身分保障についてお互い検討するワークションを置くことができる点が、議会でハラスメント防止条例を制定する意義であると考ええる。 ○現代の社会ではハラスメントを受けたと言われただけで失職することもあり得る。このような条例は政治利用されることがある。これらを踏まえ、ワーキンググループにおいて議論を行ってきた。 ○議員が職員より優位に立っているものでない。人がいる限りハラスメントが起こり得ることを前提に堺市議会で条例を制定していただきたい。 ○職員から議員に対するハラスメントを議会の条例の対象とする場合、職員に対する措置やフローをどうするのかという法的な枠組みの問題、あわせてハラスメントに対する知見について学べるような情報提供も必要と考える。 ○職員から議員に対するハラスメントを対象とした条例を制定している議会もあるため、そうした情報も斟酌したうえで、条例の方向性を決めていただきたい。 ○どのような場合においても、ハラスメントは起こり得るという前提に立って、時代に即した条例を制定していただきたい。
日 本 共 産 党 堺市議会議員団	○職員から議員に対するハラスメントについて、あり得ると考えており、議会が制定する条例の対象とすべきである。 ○全会一致での合意に向けて、どのように進めていくのかという議論を行うべきと考える。 ○当局側が設置するハラスメント外部相談窓口について当局に説明を行っていただくことで、制度として安心できるものになると考える。
自 由 民 主 党 ・ 市 民 ク ラ ブ	○職員から議員に対するハラスメントの事例があるのか疑問である。 ○職員から議員に対するハラスメントを議会が制定する条例の対象とするかどうかはどちらでもよいが、それを市民が見てどう感じるのかをしっかりと考えなければならない。
水ノ上成彰議員	○議会が制定する条例である以上、職員から議員に対するハラスメントについては対象とすべきではない。

【副座長の意見】

○ハラスメント相談に係るフローについて、当局から何らかの方法で説明があれば、職員から議員に対するハラスメントを条例の対象とすべきかの判断の参考になるほか、議会で条例を制定する場合に、ハラスメント相談に係るフローを作成する際の参考にもなると考える。

【座長の意見】

○1年間ワーキンググループで協議を行ってきたが、意見の相違があり議論が進んでいないため、引き続きワーキンググループで協議を行うのではなく、議会力向上会議において協議を行い、協議をまとめた。

○当局側のハラスメント相談に係るフローについて、議員が理解を深めたうえで議論する形をとりたい。

【協議結果】

本件については、各会派等に持ち帰り、次回の会議で引き続き協議することとなった。

また、当局側のハラスメント相談のフローについて、次回の議会力向上会議までに何らかの方法で情報提供を行うこととなった。

9. 第76回議会力向上会議の開催日時について

本件については、令和7年4月14日（月）午後1時から開催することとした。